

令和2年8月21日
東京都新宿区四谷三丁目5
アスクプロ株式会社
代表取締役 今村慎太郎

「養育費安心サポート」に関する当社の見解

■本サービスの主旨

養育費の未払によるひとり親家庭の生活の困窮が社会問題化しております。当社では、ひとり親家庭の生活の一助となるべく、養育費が少しでも確実に支払われるように支援し、本サービスの提供を通じて、養育費の未払がない社会を目指しています。

■支払義務者の支払能力の審査が必ず行われていること

本サービスは、養育費の支払義務者を連帯保証し、養育費の支払を確実にすることを支援するサービスです。養育費の支払が滞った場合に、当社が提供する本サービスに基づき保証債務を履行することで、ひとり親家庭の生活の維持の一助となることを目的として、本サービスを提供しております。

保証債務の弁済を行った場合は、支払義務者に連絡を取り求償をしますが、本サービスの開始をする際には、支払義務者の支払能力に関する審査を必ず行っており、養育費を支払う資力があることの確認を本サービスの利用開始の条件としております。

■過去に未払いになっている養育費の回収は行っていないこと

本サービスでは、支払義務者が過去に支払わなかった養育費を養育費債権者に代わって回収することは一切行っておりません。また、本サービスの申込希望者に対しては、過去に未払いとなっている養育費に関しては、本サービスの利用で解決することができないため、弁護士に相談するようにご案内しております。

■支払義務者への請求に関して

主たる債務者である養育費の支払義務者に対する請求は、民法462条の「委託を受けない保証人の求償権」に依拠しております。支払義務者に対して請求する額は、保証債務の履行として、養育費債権者に対して支払った金銭の額のみであり、それに掛かった経費等は請求しておりません。

■弁護士法 73 条との関係性について

前述のように、本サービスは養育費の支払いを確実化していくことを目的とした保証サービスであり、養育費回収を目的としたものではありません。家賃の支払いの確実化を目的として提供されている家賃保証サービスと類似していると当社では考えております。

保証債務の弁済を行った場合は、支払義務者に連絡を取り求償をしますが、支払義務者の支払能力に関する審査を必ず行い、養育費を支払う資力があることの確認を本サービスの利用開始の条件としておりますので、養育費回収を訴訟、交渉又は強制執行によって実現することを目的としたサービスではございません。また、過去に未払いとなっている養育費の回収に関しても本サービスでは行っておりません。さらに、養育費回収を目的として着手金又は報酬金を、利用者から徴収するものでもありません。

以上により、本サービスは、弁護士法 73 条には抵触しないものと考えております。

■弁護士法 72 条との関係性について

本サービスは養育費保証サービスに加えて、ひとり親支援を目的として、職業探し、住居探し、家計相談、専門家相談のサービスを提供しておりますが、養育費を定めた文書が存在しない際の養育費に関する交渉や書面作成のサービスは提供しておりません。養育費を定めた文章が存在しない場合は、本サービスでは、公証役場、家庭裁判所の所在地の情報等の公に開示されている情報をご案内し、詳細は弁護士に相談するようにご案内しております。また、弁護士紹介に関する対価の授受は一切を行っておりません。

以上により、本サービスは、弁護士法 72 条には抵触しないものと考えております。

以上

作成：令和 2 年 8 月 8 日

改訂：令和 2 年 8 月 21 日